

## 見守り 新鮮情報

「1カ月前に**注文を受けた健康食品**が出来上がったので、**お届けします**」と**突然電話**があった。金額は約**2万5千円**だという。「そんなに高額な健康食品は**注文していない**」と答えたが、「注文して

るので**受け取って**  
**もらわないと困る**」  
と言われた。その言い方が**怖かった**ので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので**仕方なく代金を支払った**が、納得がない。

(70歳代 女性)



## 注文した覚えがない 健康食品を送りつけられた!

### ひとこと助言

きっぱり断ろう



見守るくん

- 「注文いただいた健康食品を送ります」などと電話があり、申し込んでいないと伝えても、強引に健康食品を送りつけられたという相談が後を絶ちません。
- 申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。
- 商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。
- 電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来ることがあります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。